

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当たるときは、その翌日)

鳥取県告示第五百四十五号
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定
に基づき、赤崎町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつた
ので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十年五月十日

鳥取県知事 西尾 邑次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和六十年二月二十日現在の地番による。）
木中堤ノ下	大字松谷字才ノ木中堤ノ下のうち一四二の四以外の区域
木大堤ノ下	大字松谷字才ノ木大堤ノ下のうち一四五の六以外の区域
木大字松谷字才ノ木大堤ノ下	大字松谷字才ノ木大堤ノ下のうち一五〇の五、一五〇の六以外の区域
木大字松谷字才ノ木大堤ノ下前野	大字松谷字才ノ木大堤ノ下前野の全域
木大字松谷字才ノ木大堤ノ下前野	大字松谷字才ノ木大堤ノ下前野のうち一五八以外の区域
木大字松谷字才ノ木大堤ノ下前野	大字松谷字才ノ木大堤ノ下前野のうち一四五の六
木大字松谷字才ノ木大堤ノ下前野	大字松谷字才ノ木大堤ノ下前野の全域
木大字松谷字才ノ木大堤ノ下前野	大字松谷字才ノ木大堤ノ下一四二の四
木大字松谷字才ノ木大堤ノ下前野	大字松谷字才ノ木大堤ノ下一四五の六
木大字松谷字才ノ木大堤ノ下前野	大字松谷字才ノ木大堤ノ下一五〇の六
木大字松谷字才ノ木大堤ノ下前野	大字松谷字才ノ木大堤ノ下一五八

鳥取県告示第五百四十六号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第一百四十条の規定に基づき、米子市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第百四十三条の規定により告示する。

昭和六十年五月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 計量法第百四十二条各号に掲げる計量器

実 施 期 間 実 施 場 所

昭和六十年六月十一日から 当該計量器の所在の場所
昭和六十年三月三十一日まで

二 計量法第百四十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実 施 期 日 実 施 時 間 実 施 区 域 実 施 場 所

昭和六十年六月十一日 午前十一時から 米子市 米子市彦名公民館
午後二時まで

昭和六十年六月十二日 午前十時から 午後二時まで 米子市崎津公民館

昭和六十年六月十三日 午前十時から 午後三時まで 米子市大篠津公民館

昭和六十年六月十四日 午前十時から 午後二時まで 米子市和田公民館

昭和六十年六月十七日 午前十時から 午後三時まで 米子市富益公民館

昭和六十年六月十八日 午前十時から 午後二時まで 米子市夜見公民館

昭和六十年六月十九日 午前十時から 正午まで 米子市尚徳公民館

鳥取県告示第五百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和六十年五月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

米子市上福原字北浜温泉一八二六の一

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第五百四十八号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和六十年五月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

午後一時から 午後三時まで 米子市嚴公民館

番号登録	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
二十六	安田繁義	東伯郡三朝町五大字穴鴨	穂の採取並びに幼苗及び幼苗の育成	安田繁義	東伯郡三朝町五大字穴鴨
			苗	烟	

鳥取県告示第五百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、国府町から鳥取都市公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和六十一年五月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百五十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年五月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

- 一 開発許可の年月日及び番号
- 昭和五十九年十二月二十五日 鳥取県指令受都計第三百五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町北五丁目

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
- 鳥取市青葉町三丁目一〇三

株式会社不動企業
代表取締役 田中宣一

昭和五十一年十月二十日 鳥取県指令受都計第六百五十四号
二 開発区域に含まれる地域の名称
鳥取市下味野字畠田上ノ割、字畠田下ノ割、字小河原西ノ割、字小河原東割及び字赤池傍示

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市尚徳町一一六
鳥取市長 西尾 優

鳥取県告示第五百五十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十年五月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

教育委員会告示

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十九年十一月二十六日 鳥取県指令受米土維八第八百八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市青木字與一ヶ市

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

山陰住研株式会社

代表取締役 杉山明尚

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十三号

昭和六十年第五回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和六十年五月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

- | | |
|------|-----------------------------|
| 一 日時 | 昭和六十年五月十六日（木）午前十一時 |
| 二 場所 | 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室 |
| 三 議題 | 青年リーダー研修会について |

鳥取県教育委員会告示第七号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和六十年五月十日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

一日時 昭和六十年五月十三日（月）午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室

三 議題

1 鳥取県心身障害児就学指導委員会委員の任免について

2 その他

地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第一号

労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条

第一項の規定により、鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、履歴等を次のとおり告示する。

昭和六十年五月十日

鳥取県地方労働委員会会长 下田三子夫

氏名	生年月日	住所	職業	電話番号	経験及び閱歴	委嘱年月日
下田三子夫	明治四〇年四月三日	鳥取市西町四丁目一 鳥取市浜坂字高熊二 一三四四	弁護士 鳥取県地方労働委員会委員(会長)	(自宅)〇六五三一〇八〇 (大学)〇六五三一〇八〇 (自宅)〇六五三一〇八〇	広島地方裁判所三次支部検事	昭三〇一〇年
芳村尚之	大正一〇年三月	鳥取市菖蒲四五五	鳥取県地方労働委員会委員	自宅〇六五三一〇八〇	鳥取県地方労働委員会事務局長	昭美三〇年
田中篠篤	大正一〇年一月	鳥取市菖蒲四五五	鳥取大学教育学部教授	自宅〇六五三一〇八〇		昭四一〇年
福士俊一	大正一〇年一月	鳥取市浜坂字高熊一八 一四五五	鳥取県地方労働委員会委員	自宅〇六五三一〇八〇 (大学)〇六五三一〇八〇 (自宅)〇六五三一〇八〇		昭四一〇年
岩井登志雄	大正一〇年一月	鳥取市岩倉四六一	鳥取地方労働委員会委員	自宅〇六五三一〇八〇		昭美三〇年
高橋務	大正一〇年一月	米子市道笑町二丁目一 四二	公認会計士 税理士 不動産鑑定士 弁護士 代理)	自宅〇六五三一〇八〇 (自宅)〇六五三一〇八〇 (自宅)〇六五三一〇八〇 事務所〇六五三一〇八〇 自宅〇六五三一〇八〇 (自宅)〇六五三一〇八〇	鳥取県企業局次長 鳥取県中小企業団体中央会専務理事	昭三〇三〇年
勝部可盛	昭和二年四月	米子市上福原一四五九 一六	鳥取県地方労働委員会委員(会長)	自宅〇六五三一〇八〇		昭美三〇年
直野喜光	昭和一〇年一月	米子市加茂町一丁目一 二	弁護士	自宅〇六五三一〇八〇		昭美三〇年
北尾才智	大正三〇年三月	西伯郡西伯町大字原四 九〇	鳥取県労働者福祉協議会理事長	自宅〇六五三一〇八〇 (自宅)〇六五三一〇八〇 自宅〇六五三一〇八〇 (自宅)〇六五三一〇八〇	私鉄中國地方労働組合日ノ丸自動車支部執行委員長 鳥取県労働組合総評議会議長	昭美三〇年

中森義人	大正・八・二	米子市浦津二五三	鳥取県労働組合総評議会西部地区 評議会議長	地評(自宅)三一四三一 (自宅)三一四三八九	国鉄労働組合米子地方本部執行委員長 鳥取県労働組合総評議会副議長	昭和・十・三
神波尚典	昭三・三・六	東伯郡東郷町大字長和 田五九八一三	鳥取県労働組合総評議会中部地区 評議会議長	地評(自宅)二一七四一 (自宅)三一三一〇	私鉄中國地方労働組合日ノ丸自動車支部執行委員長 鳥取県労働組合総評議会事務局長	昭和・三・六
箕浦正	昭六・一・三	倉吉市八幡町三三一一 一六六	鳥取県現業職員労働組合執行委員長 鳥取市栗谷町一三一一	組合(自宅)三一七四九 (自宅)三一七四九	鳥取県現業職員労働組合特別執行委員	昭和・三・七
川勝敏和	昭二・八・七	鳥取市大正町二丁目九 倉吉市大正町二丁目九	鳥取県中立組合連絡協議会議長 鳥取県地方労働委員会委員長	組合(三洋) (自宅)三一九四〇		昭和・三・八
尾上賢二	昭三・九・三	鳥取市浜坂一六九七 鳥取市津大覚寺七七一四	鳥取県労働組合中央執行委員会委員長 全日本労働組合鳥取地方同盟副会長	組合(興和新) (自宅)三一六一〇	興和紡績労働組合倉吉支部書記長	昭和・四・三
山田篤	昭四・一・六	鳥取市津大覚寺七七一四	鳥取県高等学校教職員組合執行委員長 鳥取県地方労働委員会委員長	組合(自宅)三一六一 (自宅)三一六一	鳥取県高等学校教職員組合執行委員長	昭和・三・七
石井信儀	昭四・六・三	鳥取市津大覚寺七七一四	全日本労働組合鳥取地方同盟書記長 ゼンセン同盟鳥取エフワソ労働組合組合長	組合(自宅)三一六一 (自宅)三一六一	鳥取県高等学校教職員組合執行委員長	昭和・三・七
桜田憲昭	昭一・四・二	鳥取市津大覚寺七七一四	鳥取県労働組合総評議会東部地区 評議会副議長	組合(自宅)三一六一 (自宅)三一六一	鳥取県高等学校教職員組合執行委員長	昭和・三・七
田中通雄	昭一・四・三	鳥取市津大覚寺七七一四	全国金属労働組合山陰地方本部 日本フェライト支部執行委員長	組合(自宅)三一六一 (自宅)三一六一	鳥取県高等学校教職員組合執行委員長	昭和・三・七
松田千歳	大六・七・三	米子市榎原一四三七	鳥取県地方労働委員会委員長 島根県労働組合同盟鳥取地方同盟書記長	組合(自宅)三一六一 (自宅)三一六一	鳥取県高等学校教職員組合執行委員長	昭和・三・七
由谷武之	大六・七・三	米子市榎原一四三七	全水道山陰地区本部米子支部執行 委員長	組合(自宅)三一六一 (自宅)三一六一	鳥取県高等学校教職員組合執行委員長	昭和・三・七
大六・七・三	倉吉市余戸谷町二九九	米子商工会議所専務理事 鳥取県経営者協会副会長	全水道山陰地区本部米子支部執行 委員長	組合(自宅)三一六一 (自宅)三一六一	鳥取県高等学校教職員組合執行委員長	昭和・三・七
大六・七・三	倉吉市余戸谷町二九九	ヒシクラ商店株式会社取締役社長 鳥取県地方労働委員会委員長	全水道山陰地区本部米子支部執行 委員長	組合(自宅)三一六一 (自宅)三一六一	鳥取県高等学校教職員組合執行委員長	昭和・三・七
大六・七・三	倉吉市余戸谷町二九九	ヒシクラ商店株式会社取締役 鳥取県地方労働委員会委員長	全水道山陰地区本部米子支部執行 委員長	組合(自宅)三一六一 (自宅)三一六一	鳥取県高等学校教職員組合執行委員長	昭和・三・七

鈴木 実	大正・八二	鳥取市玄好町一〇四	鳥取県經營者協会専務理事 鳥取県地方労働委員会委員	(公宅)三一七四 自宅)三一〇六三	日本海新聞取締役論説委員長 鳥取県經營者協会事務局長	昭和・二・三
油木 桓志	大正・一三	米子市東町一三	米子信用金庫専務理事	(金庫)三一七四 自宅)三一四五五	米子信用金庫常務理事	昭和・三・〇
田中 和夫	大正・九〇	八頭郡用瀬町大字安藏 三四三	鳥取信用金庫理事長 鳥取県地方労働委員会委員	(金庫)三一七四 自宅)三一四五五	鳥取信用金庫常務理事	昭和・三・〇
尾崎 喜人	大正・九三	鳥取市湖山町南五丁目 六五一	鳥取商工会議所専務理事	(金庫)三一七四 自宅)三一四五五	鳥取信用金庫常務理事	昭和・三・〇
藤井 敏郎	大正・一〇・六	米子市皆生二〇九三	鳥取商工会議所専務理事	(金庫)三一七四 自宅)三一四五五	鳥取信用金庫常務理事	昭和・三・〇
小林 繁	大正・七四	米子市皆生一六六一	鳥取県機工株式会社山陰放送代表取締役専務 鳥取県地方労働委員会委員	(金庫)三一七四 自宅)三一四五五	社会福祉法人鳥取県厚生事業団常務理事	昭和・三・〇
藤田 忠義	昭和・三・六	倉吉市福庭五四四一	鳥取県機工株式会社山陰放送代表取締役専務 鳥取県地方労働委員会委員	(金庫)三一七四 自宅)三一四五五	株式会社山陰放送専務取締役	昭和・三・一六
児嶋 祥悟	昭和・四・九	鳥取市美萩野一丁目一	神鋼機器工業株式会社取締役総務 部長	(金庫)三一七四 自宅)三一四五五	株式会社米子鉄工所取締役	昭和・一・四
安田 秀穂	昭和・四・八	鳥取市東町三丁目二六	神鋼機器工業株式会社常務取締役	(金庫)三一七四 自宅)三一四五五	神鋼機器工業株式会社総務部長	昭和・一・四
田中 淳一	昭和・六・三	鳥取市田園町四丁目二	鳥取瓦斯株式会社常務取締役	(金庫)三一七四 自宅)三一四五五	神鋼機器工業株式会社取締役	昭和・一・四
荻原 隆通	昭和・六・六	八頭郡河原町大字袋河 原四三七一二	鳥取県地方労働委員会事務局次長	(金庫)三一七四 自宅)三一四五五	鳥取瓦斯株式会社取締役	昭和・一・四
太田垣 慎	昭和・九・四	鳥取市本町五丁目一	鳥取県地方労働委員会事務局審査課長	(金庫)三一七四 自宅)三一四五五	鳥取県地方労働委員会事務局次長	昭和・一・四
四課長	鳥取県地方労働委員会事務局調整	事務局 (公宅)三一七四	鳥取県地方労働委員会事務局審査課長	(金庫)三一七四 自宅)三一四五五	鳥取県地方労働委員会事務局次長	昭和・一・四
補佐	鳥取県衛生環境部健康対策課課長	事務局 (公宅)三一七四	鳥取県企画部統計課企画調整係長	昭和・四・三	鳥取県企画部統計課企画調整係長	昭和・四・三

正

誤

昭和六十年四月鳥取県告示第四百八十五号（保安林の指定の解除予定について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁

段

行

誤

正

七 下 八 字生賀野呂
九 字生賀野路
以上三筆について、以上三筆国有林。